

香川県社会福祉総合センターの指定管理者

香川県社会福祉総合センターについて、令和7年11月香川県議会での指定の議決を経て、指定管理者として指定しました。

1 指定管理者

公益財団法人かがわ健康福祉機構（高松市番町）

2 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 事業計画の概要

（1）現行の管理との比較

	事業計画	現 行
開館時間	9:00～21:00 (駐車場 8:30～21:30、 福祉ライブラリー10:00～18:00)	同左
休館日	12月29日～翌年1月3日 (福祉ライブラリーは土・日・祝休館)	同左
貸館料	全日使用（9:00～21:00）の場合 中会議室 18,000円 大会議室 38,550円 特別会議室 41,340円 コミュニティホール 66,060円	全日使用（9:00～21:00）の場合 同左 ※令和7年4月改定後
県からの年間委託料	（指定予定期間中の平均） 179,250千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額	（指定期間（R3年4月～R8年3月）中の平均） 146,582千円

注) 事業計画は、確定したものではなく、今後変更する可能性がある。

（2）その他利用者サービス向上策

- ・職員一人ひとりが、利用者の満足度の増大が重要であるという意識を持って業務に取り組むことで、提供するサービスの質の向上を図る。
- ・利用者に対するアンケート調査を継続して実施し、ニーズに応じたサービスの提供を図るとともに、苦情とその対応について職員間で情報共有し、利用者満足度の更なる向上を図る。
- ・インターネットのホームページを活用し、催し物や貸室などの情報発信を積極的に行い、リピーターの確保と新規利用の開拓を図る。

（3）経費節減策

- ・施設設備の計画的な修繕・更新に努め、維持管理コストの節減を図る。
- ・省エネルギーに関する取組を継続し、施設管理経費の節減を図る。